

◆中村議員平成29年9月定例会代表質問に対する答弁（平成29年9月13日）

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は、我が国のここ20年の経済状況、デフレ等についての御質問であります。

日本は、1955年、昭和30年ごろから本格的な高度成長の過程に入り、欧米の先進技術を導入しながら、国民は一生懸命に働き、欧米先進国に追いつき、追い越すプロセスをたどってまいりました。最近におきましては、中国、インドなどのアジア諸国や中南米諸国などでも日本と同じような高度成長のプロセスに入ってきております。日本が高度成長のとき、欧米先進諸国が日本の売り上げで圧迫を受けたのと同様に、今度は日本も、アジア、中南米などの新興国の追い上げを受けておまして、これにより議員御指摘のように、最近20年近くにわたって、日本がデフレ的な影響を受けているということではないかと思えます。

議員は、日本のGDPが1994年に世界の17.5%でありましたが、2015年には5.6と非常に下がっているということでありますが、これはやはり新興国が非常に拡大をしてきているという裏返しだろうと思えます。ちなみに、ちょっと私も調べてみたんですが、自動車の生産台数で見ますと、これは2016年、昨年のことではありますが、中国が2,812万台ぐらいで世界一です。それに次ぐのがアメリカですが、中国の半分にも当たりません。1,220万台ぐらいます。その後が日本で920万台であります。中国の3分の1ぐらになっておるわけであります。日本の後がドイツで600万台。その後はインドでございます。インドが450万台ぐらい。それから、韓国、メキシコ、スペイン、カナダ、ブラジル、ブラジルの後がフランスでございます200万台ぐらいとなります。フランスの後、タイは約200万台ぐらいということでありまして、その後、イギリスがタイよりも少ないといった状況でございます。このように、世界の情勢が非常に変わってきておることが、日本にも影響を及ぼしているということでございます。そういう意味で、国内対策だけで大きな変化が生ずるということではなくて、国際的な変化が大きな影響を与えているということでございます。

次に、安倍内閣の緊縮財政路線についての御質問でございます。

議員は、安倍内閣が緊縮財政路線に転換したため、デフレ脱却に大きな足かせとなっていると指摘をされました。私もそういう影響はあるだろうと思っております。緊縮財政路線による財政収支削減は、内需の縮小につながりやすいのであります。また、増税は可処分所得の減少などを通じ、消費意欲、投資意欲の減少につながります。このように、増税を含め、緊縮財政路線自体は短期的には経済活動にマイナスの影響が見込まれるわけでありまして、しかしながら、日本のデフレ的影響はこうした国内政策ということだけでなく、あるいは先ほど申し上げましたように、アジア、中南米など新興国といった外の要因に大きく影響されるわけでございますから、そういう意味におきましては、国内政策にも一定の限界が

あるだろうということは考えざるを得ない次第でございます。

次に、デフレ脱却という視点から、第2次安倍政権の今日までの歩みについてどう見ているかという御質問であります。

安倍政権は、発足以来、いろいろな努力をしてこられておるわけでございます。1つは大胆な金融政策、2つ目には機動的な財政出動、3つ目は民間投資を喚起する政策戦略ということでございます。こうした対策により、日本全体として緩やかな景気の回復基調が続いており、アベノミクスの効果は一定程度あらわれておりますが、デフレ脱却までには至っていないというのが現状だろうというふうに思います。

次に、デフレは貨幣現象の問題か、それとも総需要不足の問題かという御質問でございますが、申し上げましたように、この2つだけの問題じゃなくて、やはり国際的な状況の変化という大きな動きがあるわけございまして、その中でどうということをやっていくかということではないかというふうに思うわけでありませう。

次に、デフレ対策と財政支出の拡大による需要創出についての御質問でございます。

先ほど申し上げましたが、アジア、中南米などの新興国の追い上げはこれからもさらに続くと思われる中で、国債発行による公的な需要についてはどの程度可能なのか、あるいはどの程度適切なのか、それは国債増加がもたらす将来的な負担も考えながら、政府においてよく検討する必要があるかというふうに思います。

次に、日本政府のデフォルトについての御指摘、御質問でございますが、日本政府がデフォルトすることはないという考えについては、私もそう思いますけれども、ただ金利が上がるといった自体が将来起こったときに、どういうことになるのか。そういう問題もあろうかというふうに思うわけでございます。この問題は日銀との関係がありますが、その点はまた後でお答えいたします。

次に、基礎的財政収支の2020年度黒字化についての御質問でございます。

内閣府が7月に公表した試算では、2020年度の基礎的財政収支は、経済が再生し、中長期的に実質経済成長率が2%以上となるケースで8兆2,000億円程度の赤字、現状並みに推移し、中長期的に実質経済成長率が0%台後半となるケースで10兆7,000億円程度の赤字ということでございます。そういう意味で、2020年度に黒字化を達成するという事は容易でないというふうに思います。将来的な見通しを立てた上で国民の理解を得ながら、中期的には経済の再生と財政の健全化の両立を図っていくということは大事ではないかというふうに思います。やはり理論的にいろんな考え方はあると思いますけれども、借金がどんどんふえていくということについては、国民の側もいろいろ心配をされると思いますし、借金残高がふえますと、財政の柔軟性というのも少なくなると思います。そういう面で、やはり国の財政が健全であるということが地方財政にとりましても大変大事なことでないかと、私は考えております。

次に、地方財政対策に関する財政制度等審議会などの動向についての御質問で

ございます。

議員御指摘のとおり、国の財政制度等審議会では、国、地方を通じた財政健全化のため、交付税の削減を含む地方の歳出抑制を求めています。財政の健全化に向けた努力は、国、地方を問わず、引き続き必要であります。しかしながら、地方歳出の大半は法令等で義務づけられた経費や国の補助事業であるため、独自の削減が困難であり、これまでも社会保障経費の増嵩分など、給与や投資的経費などの歳出削減努力で吸収をしてきたというのが実情でございます。

このような中、さらに歳出削減が行われれば、住民の基礎的な行政サービスを確保することが困難になるおそれもあります。また、都市部と地方部の財政力の格差が大きいことから、地方交付税による財政調整が、私ども地方部においては不可欠であります。交付税の削減を進めれば、大きな問題が生ずるわけでございます。こうした動きに対しまして、6月議会におきまして、県議会から地方財政の充実強化を求める意見書を提出していただきました。知事会におきましても、7月に行われた全国知事会議で、それぞれの地域の実情への配慮や安定的な財政運営を行うのに必要な一般財源総額の確保などの提言を行いました。県としても、地方財政需要に応じた財源の確保と地域の実情に沿った十分な財政調整を図るよう、重点要望等を通じて、引き続き訴えてまいります。

次に、県の新たな財政運営指針の策定と来年度予算編成に向けた姿勢についての御質問でございます。

これまでの財政健全化の取り組みにより、今年度においては、収支均衡の目標が達成し得る状況となりました。しかし、県財政は、依然として県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しているため、財政基盤が脆弱であります。さらに、一般財源の大半は人件費、公債費、扶助費などの義務的経費に充てられており、歳出面では弾力性が乏しい状況であります。

また、県債残高は他の都道府県と比べると依然として高い水準にあり、県債残高の縮減は引き続き県財政の大きな課題の一つであります。

一方、国は、平成30年度までに地方の一般財源総額を維持することとされておりますが、他方で徹底した歳出改革に取り組むこととされており、国の地方財政対策が平成31年度以降県財政に与える影響はまだ不透明であります。こうした中で、特別な対策を行うことなく、将来にわたり収支均衡を維持し、財政基盤が安定するよう図っていく考えであります。

指針の具体的な内容につきましては、今議会の特別委員会でお示しする予定ですが、現時点では、指針の期間は5年程度とし、最終年度の財政状況、具体的には基金と県債の残高について目標を設定することといたしております。具体的な進め方は、事務事業の見直しの徹底、行政の効率化、合理化の徹底、地域経済の活性化などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化の4つの柱で取り組んでいきたいと考えております。これらの取り組みを行いながら、来年度予算編成においては、地方創生、人口減少対策に的確に対応していきたいと考えております。

次に、中山間地域の問題についての御質問でございます。

日本全体で人口減少が進む中であっても、若い世代がふえてきている地域が県内各地や中国地方各地で見られます。人口の社会動態はいろいろな要素に左右されており、県が早くから定住対策に取り組んできたことによる効果が近年になって出てきている面もあると考えております。いずれにせよ、どのような要因があるのかしっかり調査をする考えであります。

中国地方知事会では、5県の共同研究として、現在、中山間地域研究センターが中心となって現地調査に着手しているほか、県でも職員が各市町村を訪問し、現場の実態把握を進めております。こうした調査研究や現場の実態から見えてきた施策面での効果や課題を、今後の移住、定住施策に生かしていく考えであります。

次に、国民健康保険の都道府県化についてお答えをいたします。

これまで国民健康保険は市町村単位で運営されてきましたが、高齢化が進展し、医療費も伸びていく中で、各市町村の保険財政の運営は厳しさを増してきたわけであり、そこで、都道府県も国民健康保険の運営に参画することにより、市町村単位ではなく、いろいろな変動に県全体で対処することとし、これにあわせて、国が毎年3,400億円の財政支援を行うことになったのであります。

県としましては、まずは保険の財政運営に県が加わることで、国民健康保険をより安定的な制度にしたいと考えております。

その上で、県内市町村の医療費の水準にはばらつきがあり、疾病の予防や健康づくりなどの取り組みは市町村ごとに温度差もあることから、県も一緒になりまして、医療費適正化に努めていく必要があると考えております。

一方で、国民健康保険制度には、加入者の年齢が高いため1人当たりの医療費水準が高いとか、加入者1人当たりの所得水準が低いため被用者保険に比べて所得に対する保険料負担が重いといった構造的な課題があります。3,400億円の財政支援だけでこうした構造的な課題が抜本的に改善されるわけではありません。国民健康保険制度を将来にわたり維持し、持続可能な制度としていくためには、さらなる国庫負担の充実等が不可欠であり、引き続き国に対して財政支援の拡充を求めていく考えであります。

次に、議員からは、中山間地域の競争力があり、安定したもうかる農業づくりについての御質問であります。

中山間地域の農業、農村が将来にわたり持続、発展するためには、生産体制の強化や担い手の育成を図ることで、議員御指摘のもうかる農業づくりを進めることが大事であると考えております。そのためには、土地基盤整備を通じた担い手への農地集積を進めることによる経営規模の拡大と生産性の向上を行う。2番目に、新規就農者の育成と連動させた施設園芸の推進や畜産経営基盤の整備などによる生産基盤の強化を行っていくこと。3番目には、しまねアグリビジネス実践スクールなどの各種研修を通じた経営感覚にすぐれた人材の育成を図っていく、こういうことが必要であろうというふうに思います。

特に、平たん地域に比べ、規模拡大に限界がある中山間地域におきましては、気象条件や地域資源を生かした収益性の高い品目の導入や6次産業など、経営の

多角化による所得の向上、さらに経営規模は小さくても、集落営農の法人化を進め、経営の安定化を図るとともに、それらが広域的に連携した組織づくりによる効率性の向上などを進め、競争力がある安定した農業経営につなげることが必要だというふうに考えております。

次に、今後の米生産と政策見直しの考え方についての御質問であります。

島根県の農業にとっては、米は多くの生産者が携わり、おおむね半分の農地に作付されるなど、基幹的な作物であります。一方、今後も米消費の減少が見込まれる中であって、島根農業の発展のためには、米を中心とした農業から転換していくことが必要であります。こうした中、まず米づくりにつきましては、地域でブランド化されるなど、消費者に認知されている特色ある米生産の強化を行う。これに加え、新たに卸売業者から引き合いの強い業務用向けの米生産を進め、売り先を確保した米づくりを重点的に推進していく必要があります。

また、米からの転換に向けては、新規就農や集落営農など、担い手育成とあわせた収益性の高い園芸産地づくりや畜産基盤の充実などにさらに力を入れて取り組んでいく考えであります。

次に、島根の林業についての御質問であります。

林業は、木材生産、国土の保全等、多様な役割を果たし裾野の広い産業であります。林業の所得向上と安定経営による成長産業化と雇用の創出が重要な課題であります。県内の原木自給率は、平成23年の24%から、平成28年度には40%にまで上昇したものの、依然として原木供給の余地は大きいことから、製材所や合板工場と取引量と価格等に関する受給協定締結により、安定的に販売できる仕組みの構築や、路網の整備や高性能林業機械の導入による生産コストの低減を引き続き推進していく考えであります。

今後の林業の成長産業化に向けましては、供給先との連携をさらに強化しながら、経営意欲の低い森林所有者にかわって、林業経営体や地方公共団体が連携して森林経営を進める仕組みを導入するとか、あるいは林業就業者の処遇改善など、安定確保の仕組みを検討していく考えであります。

次に、石見地域の観光振興の取り組みについての御質問であります。

石見地域を訪れる観光客は、首都圏と近畿圏からは全体の約1割程度であります。近隣の中国地方からは約7割という状況でありまして、こうしたことを踏まえますと、石見地域の観光は、次のような視点で推進する必要があると考えております。

まず、大都市部からの観光客の誘客をふやす取り組み、そして近隣県からは、観光客の消費を伸ばす取り組み、そして外国人観光客を誘客する取り組み、この3つが必要であります。具体的には、都市部に対しましては、認知度のある石見銀山遺跡や津和野の魅力をさらに売り込んでいくこと。また、首都圏の公演等でも人気の高い石見神楽の魅力を工夫して発信し、旅行商品化を進めるということ。そして、石見地域と山口県の広域連携によりまして、世界遺産や日本遺産、温泉、日本酒などをテーマとした萩・石見空港を利用した旅行商品の造成をすること。石見地域と異なる魅力を持つ出雲地域の歴史文化と組み合わせた集客力の

ある旅行商品を造成すること。こうしたことをやっていく必要があると考えております。

次に、近隣県への取り組みとしましては、自動車を利用した日帰り型観光が多いことから、1つには、石見地域の観光施設や温泉、飲食店などの魅力をPRし、訪問先をふやすことで観光消費を拡大すること。2番目は、隣接する山口県の観光地との広域連携、あるいは出雲地域の観光資源との組み合わせによる宿泊型観光を推進することであります。

外国人のインバウンドにつきましては、首都圏を訪れている欧米等の観光客に対し、山陰周辺の魅力を発信し、萩・石見空港を活用した誘客を促進していく考えであります。

次に、山陰道益田萩間についての御質問であります。

益田萩間のうち、小浜田万川間につきましては、平成27年4月に優先区間に選定され、新規事業化に向けて、概略ルートや構造等の対応方針を決定する計画段階評価の手続が国において進められております。この手続の中では、昨年11月から12月にかけて、現道や地域の課題について沿線住民、道路利用者に対するアンケートや事業所等に対するヒアリングによる意見聴取がなされました。この意見聴取を受けまして、今年8月22日に開催された国の中国地方小委員会では、改善すべき地域の課題として次の2点が報告されました。

1つは、地域の産業振興や周遊観光、広域的な救急搬送の観点等から、拠点施設のある隣接区間、須子小浜も含めたアクセスの改善を図ること。そして、2つ目には、小浜田万川間においては、道路の線形や防災面に不安を抱えている意見が多く、特に災害時の安全・安心の通行確保をする必要があること。この2つの報告がなされまして、これらへの対応として、既に優先区間となっている小浜田万川間に加えまして、主要な拠点施設が存在する隣接の須子小浜間を追加して、須子田万川間——益田から県境までということになりますが——として一体的に計画段階評価を進める方針が決定されたということでございます。

これによりまして、益田萩間の県内区間は全て優先区間となり、事業化に向けて一定の見通しがついたわけございまして、私ども県としてもありがたいことだというふうに考えております。

今後は、須子田万川間を始め、益田萩間の計画段階評価の手続を早急に進め、早期事業化を図るよう、また残る区間につきましても、早期に手続に着手するよう、山口県と連携して国に働きかけてまいります。

最後の質問になりますが、県立高校における教育の質の向上についての御質問であります。

議員からは、県立高校について、大きく2つの課題解決を図るため、施策を充実すべきとの指摘がありました。1点目は、県立高校の教員の多忙の解消を図っていくこと。2点目は、次期学習指導要領への対応を含め、高校教育の資質的な向上を図っていくこと。これらの点は、いずれも県立高校が直面する重要な課題であり、学校現場の積極的な取り組みに期待するだけでなく、県としても必要な施策を検討していく必要があると考えております。

県立高校におきましては、多様な個性のある生徒一人一人の力を伸ばし、それぞれの進路希望を実現するために、従来にも増して、丁寧できめ細やかな指導、支援が求められております。こうした教育の方向性は多忙をきわめている現場の教員にとって、業務の負担を一層ふやすことになりかねないという面があります。このため、教員の多忙の解消と教育の質の向上を両立させるためには、2つの課題を一体的に捉え、有効な施策を総合的に講じていく必要があるのではないかと考えております。

この問題につきましては、教育委員会と意見交換を始めたところであり、具体的には次のような観点から検討を進めております。教員が生徒と向き合う本来の教育活動に専念できるように、教員が担っている事務的作業を教員にかかわって処理するための人員配置を導入できないかということ。2番目に、ICT機器を有効活用することによって、授業準備や授業自体を効率化するとともに、教育効果を高めることができないかということ。3番目に、これまで小中学校に対して導入してきました教員の県単加配や非常勤講師の配置なども参考にしながら、県立高校に対しても教員配置を充実していく方法は考えられないのか。こういうことですが、こうした観点から、来年度の予算編成に向け、県立高校に対する施策のあり方を検討していく考えであります。以上であります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 松尾総務部長。

〔松尾総務部長登壇〕

▼○総務部長（松尾紳次）▽ 事務事業の見直しの状況についてお答えを申し上げます。

現在、各部局におきまして、今年度に事業計画の最終年を迎えるものを中心に約200事業、事業費にいたしまして約72億円、一般財源では27億円、これに相当いたします事務事業の見直し、点検作業を進めているところでございます。この見直し、点検作業に当たりましては、行政評価における成果や課題を踏まえて進めておりますが、この対象事業の概要等につきましては、今議会の特別委員会でお示ししたいと考えております。

今後、予算編成を通じまして、さらに見直しの検討を進めていき、その結果につきましては、当初予算案とあわせて公表をしていきたいと考えております。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 穂葉地域振興部長。

〔穂葉地域振興部長登壇〕

▼○地域振興部長（穂葉寛佳）▽ 中山間地域対策に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、小さな拠点づくりの課題と今後の進め方についてであります。

小さな拠点づくりを進めるに当たり、県では、職員が市町村の職員とともに各地域へ伺い、地域の現状や将来の見通しを丁寧に説明し、小さな拠点づくりへの理解と地域での話し合いを促しているところです。各地域においては、人口減少や高齢化の進展度合いや地域活動の後継者不足等の課題に対する問題意識に差があったり、また市町村においても、担当職員数の不足やスキルの向上が必要とい

う悩みもあると聞いており、小さな拠点づくりを進める上で多くの課題があります。

小さな拠点づくりは、地域の課題に対する住民の方々の共通理解なしでは進められないため、いまだ訪問していない地域の解消を含め、まずはこれまでの活動を繰り返し、粘り強く続けていく考えであります。

また、若い世代も参加して、具体的な計画づくりや実践活動に取り組もうとする動きも各地で出てきており、こうした事例を紹介していく取り組みも重ねてまいります。

さらに、市町村側の推進体制の整備についても、引き続きさまざまな支援が必要と考えており、とりわけ地域づくりを担当する職員のスキル向上については、座学にとどまらず、データ分析やフィールドワークを含め、より実践的なノウハウが身につくような研修の機会の提供について検討してまいります。

次に、小さな拠点づくりを進めるための提案や問題提起についてであります。

県が独自に行った公民館エリアの状況の調査では、人口規模が小さい地域では、買い物や金融、医療など、日常生活に必要な機能、サービスが失われつつある実態が見えてきております。

したがって、住民の方々に安心して住み続けていただくためには、日常生活に必要な昨日やサービスが残っている隣接するエリアとの間を結ぶ交通体系の構築、あるいは民間事業者による移動販売等のサービスの導入、活用など、地域の実態に合わせたさまざまな工夫が必要と考えており、これまでも地域での話し合いや計画づくりの過程において、助言、協力してきたところです。実際に、公民館エリアを越えた広い地域を対象として、高齢者の配食サービスを始めた邑南町羽須美地区などはその一例であり、また浜田市井野地区では、県や市の職員も加わって、生活交通の再構築に向けた計画づくりを進めております。今後、こうした実例を他の市町村や地域にも紹介するなどしつつ、市町村の意見や住民の方々のお考えにも配慮し、小さな拠点づくりが進むよう、しっかりと取り組んでいく考えであります。

次に、中間支援組織の育成、組織化についてであります。

地域の課題解決や公共性の高い活動を支えていくためには、より機動的な組織が望ましく、また地域によっては行政の手が行き届かない可能性があることから、現在、民間のノウハウやマンパワーを活用する方策を探っているところです。県では、こうした組織の育成と地域の連携の効果を検証するため、モデル事業として、平成28年度に2事業者2地区、平成29年度は4事業者5地区に地域支援業務を委託しております。その中で、移動販売への取り組みでありますとか、地域の将来ビジョンの策定、地域住民が主体的に課題解決に向けて活動を始める意識の醸成等、効果があらわれてきております。

そうした業務を担う組織の形態として、NPOもその一つであると考えておりますが、地域によっては、第三セクターを含む株式会社や営農法人など、地域の産業を担っている組織の力が必要になることも想定しております。県としては、モデル事業の結果も踏まえ、最良の支援形態が実現するよう努めてまいります。



次に、人口減少対策としてのU I ターン対策を進める上での課題、問題点等、今後の取り組みについてであります。

昨年度行ったU I ターン意識調査からは、次のような問題点や課題が見えてまいりました。まず、U I ターンを検討する際には、生活費や子育て環境など、細かな情報も重要な判断材料となり、こうした情報が不足していると、移住後の不満につながりやすいこと。また、I ターン者においては、移住先での人間関係や地域とのかかわり方に不安を感じている方が多いこと。そして、移住後の地域とのかかわり方や地域活動への参加の度合い、これと定着率には深い関係性があること。こうしたことなどが明らかになってまいりました。

今後、この調査結果をもとに、職員が市町村を訪問し、現場の実態を踏まえ、意見交換をしながら、施策の効果と課題を確認しているところであります。今後、市町村の意見なども取り入れ、情報発信や生活体験、就業体験など、各段階における支援施策の質の向上、そして移住後の定着支援の強化、さらには移住者支援等に取り組む民間団体のノウハウの活用、これらを軸として、移住、定住施策の見直しと再構築を図っていく考えであります。

また、すぐには移住できないけれども、何らかの形で島根とのかかわり合いを持ち続けたい、そうした考えを持つ人の存在にも注目しております。これまで東京や大阪などで、島根を題材に地域を学ぶ講座、しまコトアカデミーと呼んでおりますが、これを開催して、そうした方々、いわゆる関係人口と呼んでいますけれども、その掘り起こしを行ってきております。講座に参加された方々の中には、実際に島根に移住した方もありますし、都会にとどまりながらも、引き続き島根とのかかわり合いを持ち続けている方もあります。具体的には、東京でメディアの仕事に従事しながら、島根の特産品を取り寄せ、グルメ愛好家に紹介するイベントを主催されている方。あるいは、移住には至らないけれども、単に旅行するよりももっと深くかかわりたいという思いで研究会を運営されている東京の大学生。こういった方々があります。このように、さまざまな形で島根とのかかわりを持ち続ける方の存在は、将来の、いわゆる移住予備群としての期待があるほか、島根にまつわるさまざまな情報の発信者としても貴重な存在であり、今後さらにその裾野を広げていきたいと考えております。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸環境生活部長。

〔犬丸環境生活部長登壇〕

▼○環境生活部長（犬丸淳）▽ 私からは、N P O 創出伴走支援事業の取り組み状況についてお答えいたします。

この事業は、中山間地域、離島において、買い物支援や地域行事の実施等の地域を支える活動の主体となるN P O の創出を市町村と連携して目指すものであります。今年度は、地域活性化に意欲のある若者などを対象に、地域課題の把握や事業構想を立案するため、4回連続のセミナーを県内3カ所で実施いたします。各セミナーには20代から30代を中心に15名程度が参加しており、参加者からは、空き家の利活用や地域特産品の魅力化など、中山間地域の課題を解決したいとの強い思いが感じられます。この事業は、3年間で事業構想の立案からその事業

化、そしてNPO団体の立ち上げまで一貫してセミナー参加者に対し、きめ細やかな指導、助言等を行うものです。終了後は、このモデル事業によって得られたノウハウを全課に転換してまいります。

また、既存のNPOを含め、資金調達や人材育成面など、組織基盤の強化を支援し、中山間地域、離島を活性化する団体が広がっていくよう取り組んでまいります。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 吉川健康福祉部長。

〔吉川健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（吉川敏彦）▽ 私からは、2項目、3点の御質問についてお答えをいたします。

最初に、地域包括ケアシステムの構築に関し、県内市町村の取り組み状況についてでございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けましては、各市町村において、それぞれの日常生活圏域ごとの高齢者や社会資源等の現状、課題、今後必要となるサービスや支援等を把握し、提供体制を整えていくことが必要だと考えております。県内市町村におきましては、取り組み状況に差はあるものの、各地域の現状を把握し、人材、資源が限られる中、体制づくりが進みつつあります。

1つ目に、行政の取り組みといたしましては、医療、介護が連携した施策を推進するための組織体制の構築でありますとか、医療、介護、行政等さまざまな機関に従事する専門職による連携体制の構築、いわゆる顔の見える関係づくりのためのネットワークづくり。在宅医療や終末期の過ごし方についての住民を交えての勉強会や座談会の開催などが進められております。

2つ目に、医療機関を中心とした取り組みといたしましては、医療、介護サービスを一体的に提供できる体制の構築が行われております。

3つ目に、住民主体の取り組みといたしましては、公民館や集会所単位での集いの場における健康づくりや介護予防のための体操の実施でありますとか、地域住民組織、NPO法人、民間企業等が連携した配食、買い物支援などの生活支援の仕組みづくりなどが行われております。

今後はこの先10年後、20年度の状況を見据え、必要となるサービス量を把握した上で、課題解決に向け、このような取り組みの継続や新たな支援策が各地域で取り込まれるよう、県としても支援をしていきたいと考えております。

次に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくための県としての取り組み及び市町村への支援の状況についてでございます。

地域包括ケアの構築に向け、県では、今年度新たに、県庁に地域包括ケア推進室を設置し、全保健所へ担当スタッフを配置いたしました。市町村の取り組みへの支援といたしましては、保健所におきまして、医師会、病院等と市町村とのつなぎ、市町村を越えた圏域での調整や研修会の開催、各圏域の保健・医療・福祉・医療に関係するさまざまな職種が連携できる仕組みづくりなど、各圏域の課題に応じたきめ細かい支援を行っております。

県全体としましては、共通する課題に対しまして、保健・医療・福祉等の関係

団体の代表者による課題や方向性の共有、必要な方策についての意見交換といった場の設置、在宅医療、介護連携の推進のための研修会の開催、小さな拠点づくりと連携した取り組みとなるような福祉担当者と地域づくり担当者との合同研修会の開催などのほか、昨年秋には、健康福祉部内にデータ活用ワーキングチームを設置し、各市町村において、医療や介護に関する現状把握や将来推計、具体的な目標設定や方策の検討ができるようなデータの収集と提供などを行っております。

今後とも、2025年やその先に向けて、市町村や日常生活圏域ごとに必要なサービス量を推計するためのデータの提供や、県内外の好事例の紹介、関係機関、団体との連携、調整などに市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、2つ目の項目、国民健康保険の都道府県化に関し、現在の準備状況と今後のスケジュール、課題についてでございます。

国保の都道府県化に当たりましては、まず都道府県化後の国保制度をどのように運営していくのかを示す国保運営方針を定める必要があります。この国保運営方針につきましては、現在、国保運営協議会におきまして議論をいただいているところではありますが、今後、県議会での御議論、市町村に対する意見照会、パブリックコメントなどを踏まえ、本年中をめどに策定する予定にしております。

次に、都道府県化後において、県が支払う医療給付費の財源となります市町村からの納付金につきまして、現在のところは、平成29年度に都道府県化されたものと仮定しての試算を行い、検討を行ってきているところですが、この秋には、平成30年度の納付金の本算定の作業に移行し、最終的には国の予算編成や診療報酬改定を踏まえ、来年1月には市町村にお示しする予定でございます。

なお、この納付金は、市町村ごとの被保険者数、世帯数、所得を基本とし、そこに医療費水準を加味した上で、各市町村に割り当てることになっております。市町村は、納付金の額をもとに保険料を決定していくこととなりますが、制度が変わるため、保険料が上がる場所、下がる場所が出てくることも予想されます。余りに大きく保険料が上がる市町村に対しましては、激変緩和措置も必要ではないかと認識しており、現在、その制度設計について、市町村との間で協議を進めているところです。

また、全国と比べても、本県の国保の医療費は高く、市町村間でばらつきもあることから、医療費適正化の取り組みも課題であると思っております。市町村と議論を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、新制度がスタートする平成30年4月まで、あと半年余となりましたが、市町村と一緒に、円滑な制度移行と制度の安定化に努めてまいります。

私からは以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 松浦農林水産部長。

〔松浦農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（松浦芳彦）▽ 農林業の振興について、6点お答えいたします。

最初に、園芸振興の方向と取り組み状況、課題についてです。

園芸の振興に当たっては、現在、大きく3つの取り組みを推進しております。

栽培面積減少が続くブドウ等の既存産地を再生するため、出雲市や益田市などでは、高齢者のハウスを担い手へ集積するなどにより、産地の中心となる法人経営体を育成しております。

2つ目に、有機野菜やトマト等の新たな産地を形成するため、安来市や美郷町などでは、初期投資を軽減するリースハウスの設置により、新規就農者など、意欲ある担い手を確保しております。

3つ目に、米にかわる高収益作物を導入していくため、集落営農組織が多業化の一環として取り組むミニトマトの生産や調整出荷が簡素化できるキャベツの契約栽培などを推進しております。

これらの取り組みは緒についたところであり、全県的に広げるに当たっての課題につきましては、1つには、地域においては市町村や関係団体を交え、園芸推進の具体的な方策や新たな設備投資への対応方策などの合意形成、2つには、生産者にとっては、安定生産、高品質生産に向け、園芸特有の栽培技術の早期習得と栽培管理に対応できる労働力の確保などが課題でございます。

このため、今後は先行優良事例の手法を参考にし、他地域での新たな産地形成の取り組みを誘導。新たに園芸栽培に取り組みやすいよう、技術習得講座の開催支援や農業技術センターにおける省力化技術の開発普及などの現場支援を通じて、これまでの取り組みを加速してまいります。加えまして、産地再生や新たな産地化の手法を再検証し、さらなる施策の充実を図ってまいります。

次に、畜産部門の産出額の動向と今後の畜産振興についてでございます。

この10年間の動向を見ますと、生産農家数は、小規模な畜産農家における高齢化などから、6割程度までに減少しております。一方で、飼養頭羽数の減少を防ぐため、中核的経営体での規模拡大。子牛を預けることで、比較的小規模な畜産農家の負担軽減となるキャトルステーションの整備。新規の畜産就農者の確保などに取り組み、飼養頭羽数はわずかな減少にとどまっております。

こうした中で、全国的に高齢化による農家戸数の減少などから生産量が減少していることによりまして、子牛の市場価格や生乳の販売価格など、畜産の生産物の価格が上昇しております。このため、島根県の畜産部門の産出額は、この10年間に於いて、肉用牛、乳用牛、豚、鶏の全てで増加しております。こうした価格の上昇など、畜産農家の経営展開に有利な背景から、新規参入や規模拡大への指向が強い状況でございます。今後は、これまでの取り組みを引き続き行いますとともに、さらに集落営農組織による水田放牧などによる畜産の裾野の拡大、地域における新たな生産拠点の整備などによる規模拡大などの取り組みを強化してまいります。

次に、宮城全共の総括と今後のしまね和牛の振興についてであります。

このたびの第11回宮城全共に向けましては、先進県の血統を生かした優秀な種雄牛の作出、優秀な雌牛の導入や県内保留による世代交代の促進、受精卵移植を活用した出品牛の生産などの取り組みを行ってまいりました。今回の審査結果に

つきましては、4つの区で上位区分である優等賞となりましたが、9つある全ての区で優等賞をとるという目標には届きませんでした。そうした中でも、前回、優等賞をとることができませんでした複数頭を組とした主要な区で入賞することができました。これは種雄牛や繁殖雌牛の改良の成果が出つつあることのあらわれと捉えております。一方で、上位県と比較しますと、肉牛では、ロースの大きさと刺しのバランス、雌牛では、胸の幅や厚みなどの体型が劣っていることが今後の改善すべき点として課題として挙げられます。

次回、5年後の鹿児島全共に向けましては、現時点で、既に全国トップクラスの種雄牛であります久茂福が造成できていることを生かしまして、肉牛の対策としては、さらに優秀な次世代の種雄牛の造成、遺伝子分析や受精卵移植を活用した子牛の生産を進めてまいります。また、雌牛の対策としましては、先進県の血統を活用したすぐれた雌牛の生産、受精卵移植を活用した優秀な雌牛の増頭などを、関係者の皆様と連携を強化して取り組んでいきたいと考えております。

全共に向けた取り組みは、しまね和牛の振興の礎となるものであり、和牛産地の再興に向けて、今回の成績を詳細に分析し、戦略的に展開してまいります。

次に、今後の新規就業者確保の取り組みについてです。

これまでの県独自の取り組みや就農までのきめ細かい施策展開により、新規就農者は着実に増加しております。一方、全国的に農業人材を確保する動きが活発化しており、就農相談件数がやや減少している傾向があるなど、他県との競争となっているとの実感がございます。今後、就農先として島根を選択してもらうためには、島根ならではの特色づくりや工夫をさらに打ち出していく必要があります。このため、今後は先輩就農者の声を取り入れながら、特色ある就農スタイルを提案していくことや、これまでの取り組み内容をよりわかりやすく、着実に伝えるよう工夫するなど、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

例えば、後継者のいない農業者等の経営資産を第三者に継承する、いわゆる第三者継承の現地事例がふえつつあり、こうした新しい動きを促進する仕組みづくり。2つ目には、近年、西日本からのU Iターン就農がふえてきていることを踏まえ、島根農業を紹介するセミナー等を、関西をターゲットに重点的に実施。3つ目には、県外就農フェアの中で、就農相談者をふやすために、有機農業や半農半X等、県独自の特徴的なテーマを設定し、先輩農業者の生の声を伝えるブースを設置といった取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、新規就農者が研修、就農、定着していくための相談体制についてであります。

就農希望者がスムーズに就農し、定着していくためには、就農相談や研修といった早い段階から就農後の経営安定期まで関係機関が寄り添うことが必要と考えております。今年度から、こうした新規就農者をサポートする取り組みとして、市町村、県普及部、J Aから成る新規就農サポートチームを就農者ごとに設置しております。そして、新規就農者からの経営技術、営農資金、農地の確保といった相談を、研修受け入れ農家と連携しながら対応しております。

さらに、孤独になりがちな新規就農者の横の連携やネットワークを広げるため、議員から御紹介のありました津和野百姓塾をモデルにし、県全体の新規就農者を対象にした交流会を県主催で昨年から実施しております。また、今回の津和野町での御意見等を踏まえまして、就農者の疑問や悩みに対しては、新規就農サポートチームから丁寧に説明していきます。今後とも、就農相談から、研修、就農、定着の各段階できめ細かい対応に努めていきたいと考えております。

最後に、木材製品県外出荷しまね事業体連合の取り組みについてでございます。

平成24年に設立したこの木材製品県外出荷しまね事業体連合には、製材業者や木材市場など24社が参画しており、主に東京都、大阪府、愛知県などで開催される住宅建材の展示商談会に共同で出展し、県内で加工した質の高い柱、はり桁、フローリング材などをPRしております。このような活動を通じて、新たに県内の木材製品をストックする拠点を整備し、多品目を一括納入する体制の構築、大規模な木造建築を可能とする木造パネル、いわゆるCLTや外構用木製フェンスといった新製品の開発、大量注文に応える製材工場の新設や高度な加工機械の増設などの動きが出てきているところでございます。

これらの取り組みによりまして、連合参画24社の県外出荷額は、平成23年の6億円から平成28年には約2倍に増加しております。また、県全体の木材製品生産の県外出荷量は約1.6倍に増加しております。

今後、県内の木材製品需要の大きな伸びが期待できない中、さらなる県外出荷量の拡大が課題でございます。そのために、新たな取引先の開拓に加えまして、事業社間連携による製品の共同生産により、個別の事業者では応えられなかった需要を取り込むなどの取り組みを進めてまいります。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 安井商工労働部長。

〔安井商工労働部長登壇〕

▼○商工労働部長（安井克久）▽ 事業承継のこれまでの取り組み状況と課題についてお答えします。

これまでの取り組みでは、まず事業承継の必要性、重要性に対する経営者の理解が進むよう、商工団体や金融機関等と連携し、承継の進め方や後継者育成などの啓発を実施してきております。

次に、実際に承継に向かう企業に対しては、経営相談のできる7名の専門の事業承継推進員を商工団体に配置し、経営者との対話を通じて、承継計画の策定や承継の手続を支援しております。また、承継を契機に、後継者が中心となって新商品開発や販路開拓など、新たなチャレンジに取り組まれることは重要であるため、これに対して助成を行ってまいりました。

そうした中で、課題と対策でございます。

1つには、事業承継を進める上では、その地域やあるいは経営者によって取り巻く状況が異なるため、地域が主体となってその状況を把握し、一体的な支援を行われることも重要ですが、まだ十分ではないと考えております。このため、今年度、市町村ごとに、県も加わり、関係機関が連携して対策を進める地域協議会

の設置を進めており、これが県下全域で設置され、地域ごとに実態把握から啓発、後継者の育成確保等の一体的な支援が進むよう取り組んでまいります。

もう一つの課題ですが、親族以外の第三者承継の支援でございます。第三者承継は、相手先とのマッチングや専門的なノウハウの提供を行うために、国の委託により、松江商工会議所内に島根県事業引継ぎ支援センターが設置されており、このセンターで、県下全域を対象にさまざまな支援が行われていますが、この体制がさらに充実されることが必要であります。このため、この支援センターに集まる各地域の情報を、企業の実情を得て、関係支援機関で共有する、こういう仕組みを構築し、マッチングが進むように取り組んでまいります。また、国に対しては、この支援センターの体制の充実を引き続き要望してまいります。

本県は、依然として、経営者の高齢化や後継者不在による休廃業が進む厳しい状況にあります。引き続き、スピード感を持って総合的な取り組みを進めてまいります。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 鴨木教育長。

〔鴨木教育長登壇〕

▼○教育長（鴨木朗）▽ 魅力化高校における教員の確保、充実に関する御質問にお答えをいたします。

中山間地域、離島の高校が地域とともに魅力ある教育づくりに取り組むことで、地元の中学生や県外の意欲の高い中学生たちが進学し、すぐれた教育活動を通じて、さらに高校の魅力が高まっていくような好循環が生み出されつつあります。こうした好循環を持続させていくために、島根留学が重要な取り組みの一つとなっております。島根留学は、県内生にとりまして、県外生徒と触れ合うことで、これまで狭い人間関係の中で経験できなかった多様な価値観との出会いや、切磋琢磨を通しての視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上、地元島根のよさの再発見という教育上の効果、そして県外入学者数の増加を通じての学級数の維持など、地域の教育力の確保、こうした2つの側面において大きな意義を有しております。これまでも、県外生を募集するため、合同説明会の開催、中山間地域の高校を回るバスツアーの実施、しまねUIターンフェアへの参画などに取り組む、今年度は県外から184名の中学生が入学いたしました。来年度入学に向けて、全国からの注目度、関心が一層高まっております。

一方、島根県と同じように、県外から生徒を募集する取り組みが全国的に広がりつつあり、こうした状況の中で、さらに島根留学を目指す意欲の高い中学生に応募してもらうためには、魅力化高校の教育の質をより一層高めていく必要があると考えております。

こうした状況の中で、中山間地域、離島の魅力化高校の現場からは、特に次のようなことに対する期待が強まっております。1つ目は、多忙をきわめる県立高校において、新たな学力観に基づくバランスのとれた資質、能力の育成に向け、高校魅力化を加速するための学校内の核となる専任教諭の配置であります。2つ目は、教員定数が限られているため、開設できていない教科、科目の解消や、一部の教員が必ずしも精通していない教科、科目の指導も行わざるを得ない

実態の改善などであります。

こうした現場の切実な声に応えまして、高校魅力化の取り組みを将来にわたって持続的に発展させていくため、来年度の予算編成に向けて、議員御指摘の県単加配の可能性も含めて検討してまいります。以上であります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 山口公安委員長。

〔山口公安委員会委員長登壇〕

▼○公安委員会委員長（山口美紀）▽ 7月12日付で公安委員長に就任いたしました山口でございます。

重責を担うこととなり、その責務の重大さに身の引き締まる思いです。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、県内の治安情勢について触れさせていただきます。

議員御指摘のとおり、刑法犯の認知件数がピーク時の3分の1となるなど、大幅に減少しているものの、高齢者を狙った還付金等詐欺などの特殊詐欺被害が深刻な状況にあるほか、交通死亡事故に占める高齢者の割合が高い状態で推移するなど、高齢者の被害防止対策は、県民の安全確保に向けた重要な課題であります。また、インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中で、深刻化するサイバー犯罪等への対策、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えたテロ対策など、警察を取り巻く情勢は厳しいものがあります。こうした情勢を受けて、県警察では、特殊詐欺被害防止に向けた金融機関のATM利用制限、関係団体と連携した啓発活動のほか、県民ボランティアの委託、委嘱や県民事業者との協力関係の確立などの対策を進めているところであり、今後も関係機関、団体を始め、多くの県民の皆様の連携と協力をいただきながら、地域のつながりや豊かな歴史文化を生かした島根ならではの実効性の高い取り組みの推進や県警察の対処能力の向上に向けて、公安委員会としても積極的に取り組んでまいります。

公安委員会の任務は、警察の民主的運営を保障するため、中立、公正な立場で警察を管理することと認識しております。県民を代表する立場で、あらゆる機会において意見を示すなど、県警察とは信頼と緊張の関係を保持しながら、その管理機能を充実させるよう尽力してまいります。

私は、公安委員を命ぜられて以降、警察署、駐在所などを訪れて督励してきたほか、原発警戒など厳しい勤務に従事している職員への激励、女性委員の立場から、警察本部や警察署に勤務する女性職員との意見交換を行うなど、答えは現場にあるとの強い信念のもと、自分自身の目で直接確認をし、現場で努力している職員の声に耳を澄ませ、実態をしっかりと把握することに努めてまいりました。

犯罪の変容に加え、県民が警察に期待することも幅広く、かつ複雑になっており、職務に当たる職員もこうした変化に対応する能力が求められています。厳しいことではありますが、最大限の努力を積み重ねることで、必ずや県民の期待と信頼に応えてくれるものと思っております。一人一人の職員が地域社会と県民の安全を実現するという崇高な使命を見失うことなく、社会、県民のために尽くし、正しい道をしっかりと進むよう、公安委員長として、微力ではございます



が、県民のためになることは何かを考え、最善を尽くす努力をしてまいりたいと考えてございます。どうか、議員各位を始め、県民の皆様には、日本一治安のよい島根の実現に向けて、公安委員会と県警察に対し、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 立崎警察本部長。

〔立崎警察本部長登壇〕

▼○警察本部長（立崎正夫）▽ 8月4日付で警察本部長に着任いたしました立崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、警察本部長としての抱負についてお答えいたします。

県警察では、県民の期待と信頼に応える力強い警察を本年の運営方針として掲げ、日本一治安のよい島根の実現に向けて、さまざまな取り組みを行っているところであります。その中で、島根県と島根県民のためにということを常に意識し、念頭に置きながら、職責を全うしてまいりたいというふうに考えております。

また、社会醸成が目まぐるしく変化している中で、今後、島根県を取り巻く情勢がどう変化するのか、あるいは島根県民の皆様が警察にどういうことを求められておられるのかを見きわめ、それに対して的確に対応し、治安維持に当たってまいります。

次に、安全で安心な地域社会の実現に向けての取り組みについてお答えいたします。

日本一治安のよい島根の実現に向けてさまざまな取り組みを行っているところでございますが、その中で3点御説明申し上げます。

1点目は、高齢者が被害者となる事件、事故の防止についてでございます。特に島根県では、高齢化が進んでいることから、高齢者が被害者となる特殊詐欺と交通事故の防止が重要な課題であると認識しております。特殊詐欺の被害防止については、これまで検挙活動を始め、高齢者の方々、県民の皆様に対して防犯意識を高めるための啓発活動等に取り組んでいるところでございます。引き続き、金融機関等、関係機関との連携を強めるなど、被害防止に向けた諸対策を推進していきたいと考えております。また、交通事故被害については、関係機関、団体と連携し、夜行反射材着用の推進や高齢ドライバーに対するきめ細やかな安全教育等を強化していきたいと考えております。

2点目は、人身の安全を確保するための取り組みの推進でございます。ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいといった特徴がございます。このような事案に、迅速かつ組織的、一元的に対応するため、この春、警察本部内に人身安全対策センターを設置し、体制を強化したところでございます。被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令の積極的な適用による加害者の検挙等、組織による迅速、的確な対応を推進してまいります。

3点目が、テロ対策の強化でございます。厳しい国際テロ情勢の中、国内においてもテロ事件が発生する可能性は否定できない状況でございます。県警察で

は、テロの未然防止に向けて、島根原子力発電所等の重要施設に対する警戒警備を始め、官民連携による各種対策や違法行為の取り締まりなどを推進し、テロ対策に万全を期してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、安全で安心な地域社会を実現するためには、警察の力だけではなく、自治体や犯罪防犯ボランティアなどとの連携による地域に密着した活動が不可欠であります。県警察では、県民の皆様の御協力もいただきながら、真に安全で安心な地域社会を実感していただけるよう、公安委員会の管理のもと、職員一丸となって取り組んでまいります。以上です。

▼○議長（大屋俊弘）▽ この際しばらく休憩し、午後1時20分から再開いたします。

◆午後0時20分休憩